

議案第11号

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

阿見町附属機関の設置に関する条例(平成20年阿見町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会	阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会要綱(平成29年阿見町告示第189号)に基づき、阿見町荒川本郷地区町有地売却業務に係るプロポーザルの参加表明者が提出する企画提案書等に対する審査及び参加表明者に係る調査に関する事等を行う。
--------------------------	--

を

「

阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会	阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会要綱(平成29年阿見町告示第189号)に基づき、阿見町荒川本郷地区町有地売却業務に係るプロポーザルの参加表明者が提出する企画提案書等に対する審査及び参加表明者に係る調査に関する事等を行う。
阿見町荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業プロポーザル選定委員会	阿見町荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業プロポーザル選定委員会要綱(令和6年阿見町告示第 号)に基づき、阿見町荒川本郷地区中心エリアの市街地整備の事業化に係る検討を町とともに行う事業者を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な調査等を行う。

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行			改正後			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機関名	主な担当事務	
町長	(略)	(略)	町長	(略)	(略)	
	阿見町荒川本郷 地区町有地売却 業務事業者審査 委員会	阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者 審査委員会要綱（平成29年阿見町告示第 189号）に基づき、阿見町荒川本郷地区町 有地売却業務に係るプロポーザルの参加表 明者が提出する企画提案書等に対する審査 及び参加表明者に係る調査に関すること等 を行う。		阿見町荒川本郷 地区町有地売却 業務事業者審査 委員会	阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者 審査委員会要綱（平成29年阿見町告示第 189号）に基づき、阿見町荒川本郷地区町 有地売却業務に係るプロポーザルの参加表 明者が提出する企画提案書等に対する審査 及び参加表明者に係る調査に関すること等 を行う。	
	(略)	(略)		<u>阿見町荒川本郷 地区中心エリア 事業化検討事業 プロポーザル選 定委員会</u>	<u>阿見町荒川本郷地区中心エリア事業化検討 事業プロポーザル選定委員会要綱（令和6 年阿見町告示第 号）に基づき、阿見町荒 川本郷地区中心エリアの市街地整備の事業 化に係る検討を町とともにを行う事業者を公 募型プロポーザル方式によって選定するた めに必要な調査等を行う。</u>	
教育委員 会	(略)	(略)	教育委員 会	(略)	(略)	

議案第11号 説明資料

【主な改正の理由】

- (1) 附属機関の新設に伴い、当該附属機関の追加を行うもの。

【改正の事由等】

付属機関名	阿見町荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業プロポーザル選定委員会
区分	新設
事由	事業開始に伴う新設
所掌事務	阿見町荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業に係るプロポーザルについて必要な事項を審査、選考等する。